

平成24年8月16日
於
府中市立教育センター

平成24年第8回

府中市教育委員会定例会会議録

府中市教育委員会

平成24年第8回府中市教育委員会定例会会議録

- 1 開 会 平成24年8月16日(木)
午後1時30分
閉 会 平成24年8月16日(木)
午後3時14分
- 2 会議録署名員
委 員 齋 藤 裕 吉
委 員 糸 満 純一郎
- 3 出席委員
委員長 久 芳 美恵子 委 員 北 島 章 雄
委 員 齋 藤 裕 吉 教育長 糸 満 純一郎
- 4 欠席委員
委員長職務代理者 崎 山 弘
- 5 出席説明員
教育部長 吉 野 寿 一 文化スポーツ部長 後 藤 廣 史
教育部副参事兼指導室長 文化スポーツ部次長兼生涯学習スポーツ課長
小 椋 孝 町 田 昌 敬
総務課長 澁 谷 智 文化振興課長補佐 時 田 浩 一
総務課長補佐兼学校耐震化等推進担当副主幹 ふるさと文化財課長 江 口 桂
月 岡 敏 浩 生涯学習スポーツ課長補佐 古 田 実
学務保健課長 中 村 孝 一 生涯学習推進担当副主幹 茂 木 孝 之
学務保健課長補佐 市 川 直 次 美術館副館長 山 村 仁 志
給食担当副主幹 須 恵 正 之
統括指導主事 瀧 島 和 則
指導主事 大 津 嘉 則
指導主事 山 本 勝 敏
指導主事 鳥 居 夕 子
- 6 教育委員会事務局出席者
総務課係長 熊 坂 奈 美
総務課主任 山 本 正 芳

議 事 日 程

第1 会議録署名員選定について

第2 会期決定について

第3 議案

第20号議案

府中市立八ヶ岳府中山荘条例施行規則の一部を改正する規則

第21号議案

府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程

第22号議案

平成25年度使用教科用図書採択について

第23号議案

国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）保存、整備及び活用基本計画
策定検討協議会委員について

第24号議案

府中市美術館運営協議会委員の委嘱について

第4 報告・連絡

- (1) 平成23年度府中市学校給食会事業報告及び給食費会計決算について
- (2) 第19回府中市生涯学習フェスティバルの開催について
- (3) 企画展「ポール・デルヴォー 夢をめぐる旅」について
- (4) 第55回府中市民体育大会秋季大会の開催について

第5 その他

第6 教育委員報告

午後1時30分開会

○委員長（久芳美恵子君） ただいまより、平成24年第8回府中市教育委員会定例会を開会いたします。

_____ ◇ _____

○委員長（久芳美恵子君） 本日の会議録署名員は、齋藤委員と糸満委員にお願いいたします。

_____ ◇ _____

○委員長（久芳美恵子君） 会期は本日1日といたします。

_____ ◇ _____

○委員長（久芳美恵子君） 本日、傍聴希望の方がいらっしゃいます。許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、よろしくをお願いいたします。

今回の定例会において、崎山委員長職務代理者が都合により欠席する旨の届け出を受けておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、在任教育委員の過半数の出席を得ていますので、この定例会は有効に成立いたします。

傍聴の方に申し上げます。

本日の第22号議案につきましては、教科書採択の審議に係る公平性を期するため、皆様には議案のかがみのみでお配りしております。また、第23・24号議案につきましては、資料に個人情報記載されておりますので、該当する部分の記載を省略させていただいておりますので、ご承知おきください。

_____ ◇ _____

◎第20号議案 府中市立八ヶ岳府中山荘条例施行規則の一部を改正する規則

◎第21号議案 府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程

○委員長（久芳美恵子君） それでは議案の審議に入ります。

第20号議案及び第21号議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○委員長（久芳美恵子君） 説明をお願いします。

○総務課長補佐兼学校耐震化等推進担当副主幹（月岡敏浩君） ただいま議題となりました、第20号議案「府中市立八ヶ岳府中山荘条例施行規則の一部を改正する規則」及び第21号議案「府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程」について、お手元の資料に基づきご説明いたします。

現在、府中市立八ヶ岳府中山荘の利用申し込みにつきましては、市役所1階総合窓口課、市内各文化センター、ルミエール府中及び府中グリーンプラザにて受け付けを行っておりますが、申し込み後の利用内容の変更・取り消しにつきましては、市役所総合窓口課のみで受け付けを行っております。このたび八ヶ岳府中山荘施設予約システムの改良に合わせまして、利用内容の変更・取り消しの受け付けを総合窓口課に加えて総務課でも行いたいと考えております。

住民票の異動など1階の総合窓口課が大変混雑する時期があるので、8階総務課でも変更・取り消しの手続きができるようになりますので、利用される方の待ち時間を短縮することができると考えております。

まず第20号議案を3枚おめくりいただきまして、新旧対照表の2ページ目、第2号様式をごらんください。右ページ旧の一番下に「変更・取消がある場合は、市役所1階総合窓口課へお申出ください」とございますが、今後、8階の総務課でも対応できるようにいたします。実際の使用様式には、1階総合窓口課または8階総務課へお申し出いただくように明記いたしますが、この内容はあくまでもお知らせでございますので、規則からは削除させていただきます。

続きまして、1ページに戻りまして、新旧対照表の2ページ目、「使用の変更等の申出」をごらんください。こちらは現状で使用していない様式の整理及び調整を同様に行いたいと考えております。

それでは次に、第21号議案をごらんください。2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。先ほどご説明いたしました八ヶ岳府中山荘の利用内容の変更・取り消しに際しましては、使用料の追加徴収または返還が生じることがございます。これに対応するため、教育部総務課施設系の職務権限に、「八ヶ岳府中山荘の使用料の収納等を行うこと」を追加いたします。

最後に付則といたしまして、これらの規則・規程は、新たな市の施設予約システムが稼働する平成24年9月5日から施行いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。事務局の説明をいただきましたが、何かご質問ございますでしょうか。両議案とも八ヶ岳山荘の申し込み等に関するものでございますが、ご意見でも結構でございます。よろしゅうございませうか。

両議案とも八ヶ岳の府中山荘利用の変更・取り消しが、市役所1階の総合窓口だけでなく、8階の総務課でもできるということに伴う変更であると思えます。

それでは、お諮りいたします。第20号議案府中市立八ヶ岳府中山荘条例施行規則の一部を改正する規則及び第21号議案府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程について、決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（久芳美恵子君） 異議なしということでございますので、原案どおり決定いたします。

————— ◇ —————

◎第22号議案 平成25年度使用教科用図書採択について

○委員長（久芳美恵子君） それでは、第22号議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○委員長（久芳美恵子君） 今、議案の朗読をいただきましたが、審議の手順でございます。はじめに教科書採択の概要を説明していただき、その後、小学校、中学校、特別支援学級の順に採択を行いたいと思えますが、よろしゅうございませうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（久芳美恵子君） それでははじめに、採択の概要の説明をお願いいたします。

○統括指導主事（瀧島和則君） それでは、平成25年度使用教科用図書採択につきまして、はじめに教科書採択の概要について説明いたします。

今年度の教科書採択に関する事務につきましては、去る5月17日に開催されました教育委

員会定例会におきまして決定いただいた、平成25年度使用教科用図書採択要綱に基づき作業を進めてまいりました。

今年度採択していただく教科書は、小学校用、中学校用、特別支援学級用の3種類です。そのうち、小学校用教科書は平成22年度に、23年度から26年度まで使用する教科書、また中学校用教科書につきましては23年度に、24年度から27年度まで使用する教科書について審議をしていただいておりますので、今年度は、現在使用している教科書をそのまま採択することとなります。

次に特別支援学級用教科書ですが、文部科学省の検定を経た教科用図書以外の教科書には、下学年用の検定教科書、文部科学省著作教科書、そして学校教育法附則第9条に基づく一般図書があり、毎年採択替えができることとなっております。

このため、平成25年度使用教科用図書採択要綱に基づき、小学校特別支援学級教科用図書調査研究委員会、中学校特別支援学級教科用図書調査研究委員会、教科用図書選定資料作成委員会を構成し、教科書の調査研究及び選定資料の作成を行いました。

特別支援学級用教科書につきましては、この教科用図書選定資料に基づいてご審議いただき、採択していただくこととなります。この教科書選定資料につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

平成25年度使用教科用図書採択の概要説明は以上でございます。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

それでは、小学校用教科書及び中学校用教科書でございますが、小学校用の教科書は、今、説明していただきましたように、平成22年度に、平成23年度から26年度使用の教科書を使うということ。また、中学校用教科書は、平成23年度に、平成24年度から27年度使用の教科書を使うという審議を既に行っております。そのため、今年度使用している教科書と同一の教科書を採択することになっておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（久芳美恵子君） それでは、平成25年度使用小学校用教科書、中学校用教科書につきましては、平成24年度使用教科書と同様といたします。

次に、特別支援学校用の教科書でございます。先ほどご説明いただきましたとおり、教科用図書選定資料作成委員会が作成した資料について、一括して説明していただき、その後に採択を行うということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（久芳美恵子君） それでは、特別支援学級用教科用図書選定資料について、説明をお願いいたします。

○指導主事（鳥居夕子君） 特別支援学級用教科用図書について報告します。

府中市には小学校6校、中学校3校に知的障害特別支援学級が設置されています。各校とも通常の学級とは異なり、特別支援学校の教育課程を取り入れた特別な教育課程を編成しています。また、それぞれの特別支援学級に在籍している児童・生徒の発達段階は、学級によって異なり、その教科指導に必要な教科書についても、児童・生徒の実態に合わせて選定する必要があることから、次のような観点で教科用図書を調査研究しました。

第一には、児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容のものである

こと。第二には、児童・生徒が興味や関心を持って学習に取り組める内容になっていること。第三には、文字や表現、挿絵などが効果的に使用されていることや、取り扱う題材等が適切であること。第四には、装丁がしっかりしており、体裁が教科書として適切であること。第五には、可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書であること。

以上の観点で、検定教科書、検定教科書の下学年本、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条に基づく一般図書の順で調査研究を行いました。

府中第二小学校では、国語、書写、算数、生活は附則第9条本、音楽は文部科学省著作教科書、図画工作と保健は検定教科書です。府中第四小学校では、国語、書写、算数、生活及び図画工作は附則第9条本、音楽は文部科学省著作教科書、保健の教科用図書は生活科と併用になります。府中第五小学校では、国語、書写、算数、生活及び図画工作は、附則第9条本、音楽は文部科学省著作教科書です。保健は検定教科書です。府中第九小学校では、国語は文部科学省著作教科書と附則第9条本。書写、算数、生活は附則第9条本、音楽、図画工作は検定教科書、保健の教科用図書は生活科と併用になります。

小柳小学校では、国語、書写、算数、生活及び図画工作は附則第9条本、音楽は文部科学省著作教科書と附則第9条本、保健の教科用図書は生活科と併用になります。南町小学校では、国語、書写、算数、生活及び図画工作は附則第9条本、音楽は文部科学省著作教科書と附則第9条本、保健の教科用図書は生活科と併用になります。

小学校については、以上のような報告を受けています。

続きまして、中学校特別支援学級の教科用図書について報告します。選定の観点等においては小学校と同様になります。

府中第一中学校では、保健体育は附則第9条本、それ以外は検定教科書です。府中第二中学校では数学、理科、外国語、職業は附則第9条本、それ以外は検定教科書です。府中第四中学校では、全ての教科について検定教科書です。

中学校については、以上のような報告を受けています。

○委員長（久芳美恵子君） 説明をいただきました。何かご質問がございますでしょうか。

では、小学校のほうから参りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（北島章雄君） 第四中なのですが、近年は知的障害を伴わない発達障害の生徒が多く在籍し、学習内容も高次の学習内容に移行し、また保護者も通常の学級で使用する教科書を希望していると書かれております。小学校のほうでの保護者の、そういうご希望等はあるのでしょうか。また、それは聞いていることはなく、選定する方々がお決めになっているのかどうかの確認をしたいと思います。

○委員長（久芳美恵子君） いかがでございましょうか。

○教育部副参事兼指導室長（小椋 孝君） 同様の声は聞いているところでございますが、やはり発達段階を捉えまして、小学校ではどちらかという、ゆっくり発達している分を丁寧に追いついていって、その成果もありまして、中学校になると少しずつ追いついてくるので検定本も使っていくというような感じで捉えているところがありますので、どちらかという小学校は1年生から丁寧にやるので、検定でなくて子どもたちの状態に合わせたものが増えているように捉えております。

○委員（北島章雄君） ありがとうございます。各教科書の選定理由についても、同じ教科

書でありながら、いろいろな選定理由が書いてあります。やはりそれぞれの学校が、いろいろな面で生徒のために本を選んでいるのではないかなと感じました。また、その成果が小学校の中であらわれ、中学校でその教科書の検定本を使うに至るのではないかなと思いました。ありがとうございます。

○委員長(久芳美恵子君) ほかに小学校に関してはございますでしょうか。よろしいですか。

では、中学校に関してどうぞ。

それでは、私から1点ですが、府中第四中学校、先ほど北島委員が読み上げたところなのですが、第四中学校に限らず、特別支援学級で子どもたちを指導してくださる先生方が、本当に一番子どもたちの状況をよくわかっていらっしゃると思いますので、選定する教科書については、異議はないわけですが、第四中学校が全ての本が検定本であるということ、そしてまた、それを補うために副読本とかその他の教材とか資料を使用するということが明記してございます。4行目の選定理由のところで、保護者も通常の学級で使用している教科用図書の給与を希望というのは、私は非常に違和感を覚えます。教科書そのものは子どもたちの指導に使うものであって、もちろん保護者が子どもたちをサポートし、子どもたちに対しての教育を教員と一緒にしているというところは否定するものではございませんが、保護者の方が通常の学級で使用する教科用図書を希望していらっしゃるというのは、これはどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

子どもの発達に関係なく、保護者の方がとにかく通常学級で使っている本が欲しいという。教科書は子どもの発達を促す指導に使うものであるということの理解がきちんとなされていらっしゃるのか、その辺非常に疑問に思うところなのですが、その辺のところはどういうふうにご理解なさっているのかなというところを、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○教育部副参事兼指導室長(小椋 孝君) 中学校になりますと、どうしても3年義務教育終了の段階で進路選択ということが出てまいります。その点を考えますと、保護者の方の願いとしましては、通常の学級の子どもたちと同じような教科書で学んでほしいという願いがございます。

その中で、先生方はそれを受けとめながら、それを基本としながらここに書いてあるように、それぞれの状況に応じてやっていると。その中で保護者の方とも面談等しながら、その状況についてご理解いただきまして、いわゆる個に応じた指導を突き詰めていくという、そのような形で指導していますので、希望としては大きなところでそれがありませんけれども、どうしてもこれでなければ困るとか、そのようなトラブルになった声は聞いておりません。

以上でございます。

○委員長(久芳美恵子君) 教科書を教えるのではなくて、教科書で教えるということは、皆様ご存じのとおりでございますが、そうしましたら保護者の希望はそれとしてあっても、このままその教科書を使うことが必ずしも適さない場合もあるわけですね。そういう場合はこの副読本とか教材とか資料を使うということなのだと思うのですが、例えば9条本であるとか、ほかのものでその子どもの発達に合った、そういうものはないと判断した上で、こういうふう副読本を使う。だから、全ては使わなくても検定本という解釈なのではないでしょうか。

○教育部副参事兼指導室長(小椋 孝君) 無償給与に関する教科用図書として検定本を使用しているということでありまして、学級の子算とか今まで蓄積したものがあれば、9条本とか

そういうところも使って、この副読本とか1人1人に合ったというところでは、そういうところにも使っているところではございますが、全体の無償給与としては検定本を選択していると、そのように捉えております。

○委員長（久芳美恵子君） これは学校が子どもたちの状況を一番把握していらっしゃるところが選んだということで、1人1人の子どものことを私は知らないわけなので、これ以上のことは申し上げられませんが、私が教育委員になってずっと四中は検定本1本なのです。障害児教育を専門としてきた身としては、何となく腑に落ちない部分がありまして、保護者のご希望というのは本当に痛いほどわかりますが、やはり教科書というものは、子どもの発達に沿って、それで子どもたちがよりよい力をつけていってくれるものでなければならぬと思っております。こういう意見が出たということをお四中にお伝えいただければと思います

○教育部副参事兼指導室長（小椋 孝君） 今のお話を受けまして、教育課程の編成のときや日ごろの指導に含めましても、きめ細やかに指導していきたいと考えます。ありがとうございます。

○委員長（久芳美恵子君） よろしくお願ひいたします。

ほかにいかがでございましょうか。

○委員（齋藤裕吉君） ただいまの委員長のご発言に少し関連すると思うのですが、各特別支援学級の先生方、子どもたち1人1人の実態を見ながら、テキスト、教科書ということで検討されて、推薦してこられたものだと思うのですが、内容的にはそういう点ではきっと一番いいものを推薦してこられたのかなという気持ちではいるのですが、

例えば学年表示があるものとか、それから学校表示があるもの。そういったものを違う学校種で使用するような、そのようなものもちょっとまじっているような気がします。端的に言うと、幼稚園などで使用するというイメージがあって、それをテキストとして使いたいというようなものがあるわけですね。内容的には当然子どもたちの実態をよく見て、これが一番いいのだということで推薦されたと思うのですが、それを手にして使っていく子どもたちや保護者の気持ちというものもある意味あるわけですね。何というのでしょうか、プライドというのですかね。課程制になって、年齢制も今、義務教育ですので、そういう点ではその使い方を十分配慮して指導に当たっていく必要があるなということを思いました。感想です。何かの機会にお伝えいただくことがあれば、指導室等のほうからお話いただければと思います。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、特別支援学級用教科書は小・中学校ともに各学校において調査した教科書を採択いたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（久芳美恵子君） 異議なしでございます。それでは、これをもちまして、第22号議案、平成25年度使用教科用図書採択について終了いたします。ありがとうございました。



◎第23号議案 国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）保存、整備及び活用基本計画
策定検討協議会委員について

○委員長（久芳美恵子君） 次に、それでは第23号議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○委員長(久芳美恵子君) 説明をお願いいたします。

○ふるさと文化財課長(江口 桂君) ただいま議題となりました第23号議案、国史跡武蔵国府跡(御殿地地区)保存、整備及び活用基本計画策定検討協議会委員につきまして、お手元の資料に基づきご説明いたします。

本協議会は、国史跡武蔵国府跡(御殿地地区)保存、整備及び活用基本計画策定検討協議会設置要綱第1条の規定に基づき、国史跡武蔵国府跡(御殿地地区)の保存、整備及び活用基本計画策定に関する指導の検討を行うために設置するものでございます。本協議会につきましては、同要綱第3条に基づき教育委員会が依頼するもので、学識経験がある者、市民の代表及び関係団体の代表から構成された、記載のと通りの12名の委員候補者でございます。なお、協議会委員の任期は、同要綱第4条の規定により、平成24年8月から平成25年3月末日までの期間でございます。また、本協議会には同要綱第7条の規定に基づき、文化庁、東京都等の職員を必要に応じて指導助言者として置くことができることとなっておりますので、文化庁等にも全国的な先進事例を踏まえて幅広く指導助言を得てまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(久芳美恵子君) 12名の協議会委員の方の表がございしますが、この事務局の説明について何かご質問ございますでしょうか。

私から1点ですが、例えば府中は大変遺跡等々が多いところでございます。その保存につきましても、いろいろな方が関与していただいていると思いますが、やはりある程度、府中の全体のことを知っていて、保存についてご意見をいただく、特に学識経験者の方ですが、必要だと思っております。

この6名の学識経験者の中で、府中のほかの遺跡等々の保存に関しても参画して下さっていたり、また府中全体の保存に対してご存じな方というのはどなたでございましょうか。

○ふるさと文化財課長(江口 桂君) 上から2番目の坂詰先生、それから5番目の藤井先生が、府中市文化財保護審議会委員でございまして、大所高所から府中全体のご指導をいただいております。

以上でございます。

○委員長(久芳美恵子君) わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

あと、これは期限の問題なのですが、この8月から来年の3月31日というと、随分短いような感じがいたしますが、これはやはり何かの規定があつて3月31日ということなのでしょうか。

○ふるさと文化財課長(江口 桂君) 委員会自体の予定としては、今後、具体的な基本設計、実施設計に入つてまいりる中では、今後も継続してまいりたいと考えておりますが、単独の委員会でございますので、予算措置がなされております今年度の中での設置期間という決まりがございまして、来年3月末日までということになっております。

以上でございます。

○委員長(久芳美恵子君) わかりました、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それではお諮りいたします。第23号議案、国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）保存、整備及び活用基本計画策定検討協議会委員について、決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（久芳美恵子君） 全員異議なしでございますので、原案どおり決定いたします。よろしくお祈りいたします。



◎第24号議案 府中市美術館運営協議会委員の委嘱について

○委員長（久芳美恵子君） それでは、第24号議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○委員長（久芳美恵子君） 説明をお願いいたします。

○美術館副館長（山村仁志君） それでは、ただいま議題となりました第24号議案、府中市美術館運営協議会委員の委嘱につきまして、ご説明いたします。

本運営協議会は、博物館法第20条、22条及び府中市美術館条例第22条に基づき設置され、その委員につきましては、教育委員会が委嘱するものでございます。

協議会委員の選任につきましては、同条例第22条の規定に基づくもので、その構成内訳は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験がある者を基本に、地域関係者や公募委員を積極的に活用し、記載のとおり12名の委員の皆様でございます。なお、協議会委員の任期は、同条例第22条第3項の規定により2年でございまして、平成24年9月1日から平成26年8月31日までの間でございます。なお、新任の委員は8名、再任の委員は4名でございます。また、男性10名、女性2名、女性の比率は16.3%です。

本協議会の所掌事務でございますが、同条例施行規則第14条第1項に掲げる美術館の運営につきまして、美術館長の諮問に応じて審議し答申をいただくほか、館長に対して意見を述べるなどとなっております。

以上、協議会委員の委嘱につきましての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（久芳美恵子君） 美術館の運営協議会委員の件でございます。何かご質問ございませんでしょうか。

○委員（齋藤裕吉君） 公募による候補者が3名ということですがけれども、応募者は多数いらっしゃるのでしょうか。

○委員長（久芳美恵子君） 応募人数の確認ですね。

○美術館副館長（山村仁志君） 応募人数は4名でございます。

○委員長（久芳美恵子君） ということでございます。

ほかにいかがでございましょうか。

大変基本的なところで申し訳ないのですが、美術館の運営協議会のというのは、どういうことが審議される場所なのでしょうか。

○美術館副館長（山村仁志君） 先ほどご説明したとおり、館長が答申をいただくために諮問いたしますので、今までには、例えば前回は「地域に愛される府中市美術館の運営について」ということについて議論されました。あるいは、毎年その答申をいただくほか、例えば美術

館の23年度の事業と主な会計の報告等を簡単に差し上げていくようなもの。また、個々の事業について、こういう展覧会が市民のためにもっといいのではないかとか、あるいはこういう広報の仕方があるのではないかとか、いろいろな細かいことから大きな観点までいろいろなお話をいただきます。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。そうしますと、協議会の開催というのは、大体どのくらいの回数行われるものなのでしょうか。

○美術館副館長（山村仁志君） 年に2回です。

○委員長（久芳美恵子君） 今回は新任の方が8名、約3分の2が入れかわったということでございますね。新しいご意見をいただけるということでございます。

ほかにはいかがでございましょうか。何か美術館の運営協議会委員につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、お諮りいたします。第24号議案、府中市美術館運営協議会委員の委嘱について、決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（久芳美恵子君） 全員異議なしでございますので、原案どおり決定いたします。よろしく願いいたします。

議案は以上でございます。



◎平成23年度府中市学校給食会事業報告及び給食費会計決算について

○委員長（久芳美恵子君） 報告・連絡に移ります。

報告・連絡（1）につきまして、学務保健課、お願いいたします。

○給食担当副主幹（須恵正之君） それでは資料1、平成23年度府中市学校給食会事業報告書に基づきまして、ご説明させていただきます。1ページをお開き願います。

事業の概要でございます。平成23年度の学校給食事業につきましては、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達を図るとともに、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の体得などの教育的ねらいをもって、事業の推進と充実に努めてまいりました。衛生管理につきましては、給食の安全性を確保するために、万全を期すよう努めました。調理環境においては、老朽化の進む中、調理場の設備や調理器具の改善など常に実態を把握し、適切な処置を講じて、適正な管理が維持できるように努めました。献立の作成につきましては、多様な食品を摂取できるよう、食事摂取基準や食品構成などの栄養管理にも十分配慮して、バランスのとれた給食となるように工夫いたしました。

食材料につきましては、安全でおいしい給食を提供するため、例月の給食用食材選定会において、保護者の代表や給食主任の先生方、給食センター職員により慎重に選定を行い、安全・安心かつ良質な食材の使用に努めました。また、府中産野菜等につきましては、農業関係者や各部課との意見交換会を開催するなどして、使用の拡大を図り、19品目、約27.9トンの食材を使用しました。

給食事業の啓発につきましては、児童・生徒、保護者の皆様並びに先生方を対象に、給食センター広報紙『ランチタイムズ』を発行するとともに、給食センターホームページにおいて、給食をはじめ食に関する情報提供に努めました。

給食展・大試食会につきましては、平成23年10月22日に給食センターで開催し、1,500人分の試食会を初め、体験、展示など各コーナーに、多くの方々に参加していただきました。

食育推進事業につきましては、平成22年度から配置された栄養教諭を中心に、給食を生きた教材として活用し、さらなる食育の推進に努めました。学校での授業やPTA主催の試食会に、栄養士や調理員が参画し、食への理解を深めていただけるよう努めました。

また、職場体験の中学生の受け入れでは、調理現場での体験を通して、職に対する意識の向上にも努めました。食物アレルギーへの対応につきましては、卵並びにナッツ類の一部除去食及び果物の代替品の提供をしました。

以上が平成23年度における、学校給食事業の概要でございます。今後も学校給食の一層の充実を目指して、努力してまいります。

2ページをごらんください。1の事項は、給食の実施状況でございます。市内には小学校22校、中学校11校の合計33校のうち、自校方式をとっております小学校3校を除き、小学校19校、中学校11校、計30校に給食センターから給食を提供しております。給食の稼働回数、延べ給食数につきましては記載のとおりでございます。

次に2の事項は、給食費の状況でございます。おおよそでは小学校に約1万2,700食、中学校に約6,000食を提供しております。次に2の給食費についてですが、保護者の皆様には給食にかかわります経費のうち、食材料費を給食費として負担いただいております。給食費は夏休みである8月をのぞき、1年を11カ月にわけ、毎月徴収しております。

平成23年度の月額につきましては、記載のとおりでございます。給食会計の歳入歳出につきましては、後ほど給食費会計決算報告におきましてご説明させていただきます。また、給食には牛乳や調味料について、市からの補助金が交付されており、保護者の負担軽減に努めました。単価及び補助率は記載のとおりでございます。なお、給食費の未納につきましては、昨年度及び本年5月に、臨時個別徴収の実施や子ども手当の支給にあわせての電話督促、各学校に設置された給食費未納対策委員会の活動などにより、未納者は55名の減少、未納額は6万9,260円の減少となりました。収入未済額のさらなる解消に努めてまいります。

3ページをごらんください。3の事項は、主たる事業内容でございます。学校給食会の会議の状況、試食会及び施設見学会につきましては、記載のとおりでございます。

4ページをごらんください。4の事項は納入物資登録業者数でございます。給食センターでは適正な契約履行のため、給食の食材料を納入する業者の登録制を採用しております。23年度は56社の登録がございました。なお、食材別納入登録業者数の総計が100になってございますが、これは1社が複数の食材別業者に登録したことによるものでございます。また、括弧内は市内業者の内数でございます。

5ページをごらんください。5の事項は、給食センターの運営状況でございます。(1)は衛生管理の状況で、各種検査を実施いたしました。(2)は施設・設備の整備状況で、備品購入や調理設備等の改修の状況でございます。

6ページをごらんください。(3)は職員の研修会及び講習会など、22講座に延べ224名の職員を派遣し、職員の専門知識や技術の習得、意識高揚などに努めました。

以上が、平成23年度府中市学校給食会の事業報告でございます。

続きまして、府中市学校給食会給食費会計決算書に基づきご説明させていただきます。

1ページをお開き願います。はじめに、収支総額の状況でございます。歳入は予算額8億9,934万7,000円に対しまして、決算額は8億7,104万4,520円で、執行率は96.9%でございます。

歳出は予算額8億9,934万7,000円に対しまして、決算額は8億6,432万1,841円です。執行率は96.1%でございます。

歳入歳出差引額の672万2,679円は、翌年度の歳入に繰り越しをいたします。繰越金は緊急時の対応などに使用いたします。

2ページをごらんください。はじめは歳入でございます、会計科目ごとにご説明させていただきます。

款1、給食費は予算現額8億4,320万円に対しまして、収入済額は8億1,814万6,122円で、執行率は97.0%でございます。調定額に対する収入率は99.1%でございます。この給食費の内訳は、児童・生徒、教職員並びに試食会等の納入金と滞納繰越金収入でございます。

次に款2、補助金は予算現額4,917万8,000円に対しまして、収入済額は5,006万1,429円で、執行率は101.8%でございます。

牛乳補助金は、市から牛乳にかかる経費の一部が補助されるもので、1本11円でございます。調味料補助金は、市から調味料にかかる経費の一部が補助されるもので、給食費月額額の2.2%以内でございます。

次に款3、繰越金は、緊急時の対応などのため食材料として確保している経費の残額で、前年度より繰り越しされたものです。

次に款4、諸収入の預金利子は給食費の預金利子でございます。雑入は有価物売払収入でございます、給食で使用しました廃油の売払収入でございます。1リットルにつき3円で売却いたしました。収入済額は2万1,880リットル、6万5,640円でございます。

歳入合計といたしましては、予算現額8億9,934万7,000円に対しまして、収入済額は8億7,104万4,520円で、収入率は96.9%でございます。

調定額8億7,859万165円に対しまして収入率は99.1%でございます。

3ページをごらんください。次に歳出でございます。

款1、食材料費は予算現額8億9,914万3,000円に対しまして、支出済額は8億6,432万1,841円で、執行率は96.1%でございます。小学校費は予算現額5億8,414万6,000円に対しまして、支出済額は5億5,923万2,045円で、執行率は95.7%でございます。中学校費は予算現額3億1,499万7,000円に対しまして、支出済額は3億508万9,796円で、執行率は96.9%でございます。小・中学校費の主食購入費は、小学校は年間でパン41回、米134回、麺類15回、中学校は年間で、パン42回、米136回、麺類15回の主食購入に要した経費でございます。

牛乳購入費は、小学校が年間179回で、220万9,188本分、中学校が年間182回、101万2,551本分でございます。副食購入費は、肉、魚介類などの副食購入に要した経費です。

次に款2、諸支出金小学校及び中学校返還金は科目存置でございます。

次に款3、予備費は、充当科目はございませんでしたので、未執行でございます。

歳出合計といたしましては、予算現額8億9,934万7,000円に対しまして、支出済額は8億6,432万1,841円で、執行率は96.1%でございます。なお、関係資料といたしまして、5ページは平成24年5月31日現在の給食費の学校別収入状況でございます。未納者は前年より55名減り、金額では6万9,260円の減少となりました。6ページから9ページまでは月別の学校別の給食の延べ人数でございます。

以上で、平成23年度府中市学校給食会の給食費会計決算の説明を終わらせていただきます。なお、本件につきましては、本年7月27日に学校給食会監査を開催し、同日の学校給食会理事会で承認をいただいておりますことをあわせて報告いたします。今後、保護者の皆様にはお知らせをまいります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（久芳美恵子君） 詳しい状況等もお話いただきました。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員（北島章雄君） 未納対策についてですけれども、各学校に給食費未納対策委員会というのが設置されているということですが、どのような方で構成されているのでしょうか。

○委員長（久芳美恵子君） よろしいでしょうか、お願いします。

○給食担当副主幹（須恵正之君） 平成20年度に未納対策委員会のほうを各学校に設置していただくようになりまして、校長先生、副校長先生、給食主任の先生と保護者の方に入っていて、学校ごとの未納状況をお知らせさせていただいて、未納対策の検討をしていただくような会議になっております。

○委員（北島章雄君） ありがとうございます。その未納対策委員会で、未納されている方のお名前等、その中では出されていなく、どのような形で徴収すればいいかという形での審議をされているのでしょうか。

○給食担当副主幹（須恵正之君） 未納者の方のお名前については当然その中ではお知らせをしておりませんし、未納対策の各方法をご検討いただいているという状況です。

○委員長（久芳美恵子君） よろしいですか。

では、それに絡んでですが、5ページです。会計のところの5ページでございますが、学校ごとの未納額等が人数も含めて書いてございますが、小学校は大体多くても30万円台でございますが、中学は60万円とか70万円に近いような、人数も多いわけでございますが、これはどのように考えたらよろしいのでしょうか。子どもたちの数は小学校よりも中学のほうが少ないわけですね、約半分ぐらい。それが人数的にも小学校よりも多いし、未納の額も多いということなのですが、この辺はどのように理解したらいいのでしょうか。

○給食担当副主幹（須恵正之君） その原因というのはちょっとはっきりとしたものはわからないところがございますけれども、やはり中学校のほうが給食費の額も高いものですから、そのあたりも関係していると考えております。

○委員長（久芳美恵子君） 例えば、中学校、小学校どちらもなのですが、未納のまま卒業してしまった場合は、これはどうなりますか。

○給食担当副主幹（須恵正之君） 未納のまま卒業されてしまいますと、当然、口座からの引き落としという形がとれなくなってまいりますので、今、現在、再任用の徴収員がおりまして、

過年度分につきましても、市内を歩いて徴収に回っておりますので、そういう形での徴収をすることになります。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。本当にいろいろな方、特に事務系の方が休日を返上して回っていらっしゃるというお話も聞いておりまして、非常にこの辺というのはモラルの問題で、在校している場合はいいのですが、そうでなかった場合、非常に過激な意見だと言われるかもしれませんが、給食費を払わない場合には卒業もどうかということも考えたらいかがなのかなど。これは教育委員会だけではなく、検討していただきたいわけで、府中だけではなく、全国的な問題であると思います。児童に対するいろいろな補助のお金も出ておりますし、この辺のところは、本当に親としてどうあるべきかということが問われることで、本当に給食費を払えない経済状況であれば、いろいろな保護の申請ができるわけで、結局この未納の方たちというのは、給食費を払える経済状況でありながら払わないというものでございますので、ぜひ、もう事務局だけの問題ではないと思いますが、言葉は非常に悪いのですが、逃げ得にならないような形をとっていければなと思っております。

ほかに給食に関してはいかがでございましょうか。

○委員（齋藤裕吉君） 未納者の人数は、これは1つの小学校なら小学校、兄弟関係なんかを見たものですので、これは家庭数ということになるということでしょうか。家庭数、保護者数ではなくて、子どもの人数、実数ということでしょうか。

○給食担当副主幹（須恵正之君） この未納者数につきましては、家庭数ではなくて、人数になります。

○委員長（久芳美恵子君） 小・中あわせますと、750万円以上になるわけでございます。特に、府中は早くから給食を始めていて、中学などはとても近隣の市でまだやっていないところもございすけれども、こういう形で子どもたちのために給食をしているところが、このような経済的なマイナスを負うというのは、これから始めようかと思う区市に対しましても影響があるものと思いますので、ぜひその辺のところも、徴収してくださる方々のご苦労は十分承知しておりますが、そういう方たちに負担をかけるということではなくて、きちんと徴収できるようなことを考えていかなければいけないのかなと思っております。

○委員（齋藤裕吉君） 未納、納入できないという理由を説明したり申し立てるような、そういうケースはないのでしょうか。例えば、こういう理由のために、こういう経済的理由とか、あるいは私はこういう考え方だからとか、そういう理由説明があったケースというのはございましょうか。

○給食担当副主幹（須恵正之君） 市のほうでそういう、例えば理由を聞いて、統計をとったりということは今までやったことはございませんけれども、文部科学省のほうで平成22年度に、学校給食費の徴収状況に関する調査というものを行っておりまして、その中で主な未納の原因というところといたしましては、保護者としての責任感や規範意識が53.2%、保護者の経済的な問題というところが43.5%ということで、やはり府中市としても、未納の原因というところにつきましては、同様の状況ではないかと思っております。

それで、また経済的な問題で未納という方につきましては、就学援助などの制度につきましてもご説明をさせていただいているところです。

○委員（齋藤裕吉君） ありがとうございます。それは外側から観察したところの判断と

ということなのでしょうね。そのような今、おっしゃっている理由などがもしあれば、それに対する対応の仕方というものがあるのかなと思ったものですから、そんな質問をさせていただいたということです。ありがとうございました。

○委員長（久芳美恵子君） ほかにいかがでしょうか。

それでは、事業報告の中で3点ほどお願いいたします。

最初は、概要のところの1ページになります。「栄養教諭を始め、栄養士や調理員による学校の授業への参画」というのがございます。それからPTA主催の試食会への派遣等々がございますが、大ざっぱで結構です。大体何校ぐらいにそういう形で参画していただいているのかということが1点目。

そして2点目は、食物アレルギーについて、今、府中市では大体何人ぐらいが除去食の手の当てをしていただいているのかということ。

そして3点目は、4ページの納入物資登録業者でございますが、例えばパンと野菜がありますね。これは私が野菜、果物納入業者として登録したいというふうに業者のほうで手を挙げれば、自然に登録されるものなのかどうか。その3点について教えてください。

○給食担当副主幹（須恵正之君） まず1点目の栄養教諭、栄養士、調理員の授業への参画の件でございますけれども、平成23年度につきましては、授業の参画が小学校では7校、31時限に授業の参画をさせていただいております。中学校につきましては5校、18時限の授業に参画をさせていただいております。

続きまして、2点目のアレルギーのお子さんの状況でございますけれども、平成24年7月現在でございますけれども、小学校で207名、中学校で68名、計275名のお子さんがアレルギーのご相談、またはこちらから除去食を含めて、いろいろ提供させていただいている状況でございます。

あと、納入業者の登録の関係でございますけれども、年度のはじめに、『広報ふちゅう』のほうで登録業者の募集をさせていただきまして、要綱に基づきまして登録業者の方に登録をさせていただいている状況でございます。

○委員長（久芳美恵子君） その要綱というのは、例えば規模であるとか、いろいろあると思うのですが、一番重要なのは何でしょうか。

○給食担当副主幹（須恵正之君） 各食材に対しての基準がございますので、その基準に基づく納入ができるということと、やはりセンターでございますので、食材の量が大量でございますので、それに対応できるというところでございます。

○委員長（久芳美恵子君） わかりました。ありがとうございます。

275名もの食物アレルギーというのは、対応するのは結構大変ですよ。また、1人1人が全く違う状況だと思いますので、本当によくやっているとっております。そして授業への参画、小学校7校、中学校5校ということでございますが、また徐々に増えていくのではないかなと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、報告・連絡（1）、平成23年度府中市学校給食会事業報告及び給食費会計決算につきまして了承いたします。ありがとうございました。



◎第19回府中市生涯学習フェスティバルの開催について

○委員長（久芳美恵子君） それでは、次、報告・連絡（2）につきまして、生涯学習スポーツ課、お願いします。

○生涯学習推進担当副主幹（茂木孝之君） それでは、生涯学習スポーツ課より、第19回府中市生涯学習フェスティバルの開催につきまして、資料2に基づきご報告いたします。

府中市生涯学習フェスティバルは、市民の皆さんが日ごろの学習活動の成果を発表する場として、また市民への生涯学習の啓発を図ることを目的として毎年開催しておりまして、今年で19回目を迎えます。

今回も市民との協働による運営を目指すため、市民で構成された実行委員会を設立し、委員の皆さんには企画段階から参加していただいております。

チャッチフレーズを「みんなでつくろう！ひろがる出会いと学びの輪」として、9月8日と9日の2日間、生涯学習センター全体を会場として開催いたします。初日の9月8日には、特別講演会や子どもサイエンスを開催するほか、9日には市民発表会やニュースポーツ体験、体力測定、元気度チェックなどを開催し、幅広い年齢の方々にお楽しみいただける内容となっております。

全てのイベントへの参加費は無料となっておりますので、この機会にぜひたくさんの方々にごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。第19回の生涯学習フェスティバルでございます。これにつきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

1つよろしいでしょうか。特別講演会の講師の布施哲治さんですか。どういう方でいらっしゃいますか。

○生涯学習推進担当副主幹（茂木孝之君） 茨城県鹿島市の鹿島宇宙技術センター主任研究員ということで、電気通信大学の客員准教授も併任されている方で、人工衛星の観測等に詳しい方ということになっております。

以上でございます。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。宇宙への興味が子どもたちに広まってくるといいと思いますが。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、報告・連絡（2）、第19回府中市生涯学習フェスティバルの開催につきまして、了承いたします。よろしくどうぞお願いいたします。



◎企画展「ポール・デルヴォー 夢をめぐる旅」について

○委員長（久芳美恵子君） それでは、報告・連絡（3）につきまして、美術館、お願いいたします。

○美術館副館長（山村仁志君） では、美術館から次回の企画展について報告します。チラシをごらんください。9月12日（水）から11月11日（日）まで、「ポール・デルヴォー 夢をめぐる旅」展を開催いたします。約80点の絵画でご紹介します。チラシをお開きください。

ポール・デルヴォーは20世紀ベルギーのシュルレアリスム（超現実主義）絵画を代表する画家です。古代ギリシアの神殿が立ち並ぶ夜の風景を路面電車が走り、同じ顔をした人間のよ

うな女神たちが何人もさまよう、夢と現実が一体となったような不思議な絵画で、世界的に有名な画家です。本展は、このポール・デルヴォーの代表作をはじめ、これまでほとんど紹介されることがなかった初期の油彩画やデッサンなどを展示して、画家の創作の原点を探ります。日本では10年ぶりの回顧展であり、半数以上の出品作が日本初公開です。

チラシの右下のほうをごらんください。会期中、作家や出品作品をわかりやすく説明して、ご好評いただいている恒例の20分スライドレクチャーや、ポール・デルヴォーが登場する以前のベルギーの近代絵画の流れを本美術館の館長が解説する講演会、そして担当学芸員による講演会などを開催いたします。

次にピンク色のチラシをごらんください。1階の公開制作室では、「アニメーションがつくる様々なアート」として、府中に取材したアニメーションをプロのアニメーション作家、青木純氏とししまざき氏が制作をします。チラシの裏面をごらんください。評論家や学芸員によるトークイベント、作家におけるさまざまなワークショップなど、楽しいイベントを数多く用意しております。

以上で、美術館の報告を終わります。

○委員長(久芳美恵子君) ありがとうございます。美術館から報告いただきましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

私もあまり知らない作家でございますけれども、こういう作家のものが、かなりの数が集まって、府中だけではなくて、終わった後にどこかに行くとか、そういうものの予定はあるのでしょうか。

○美術館副館長(山村仁志君) 現在、鹿児島市立美術館で開催中ございまして、あと2～3館、巡回する予定となっております。

○委員長(久芳美恵子君) わかりました。やはりそうですよね。これだけのものが府中だけではもったいないなと思いましたが、幾つかの館を巡回するということですね。

「ハイブリッド アートラボ アニメーションがつくる様々なアート」のことにつきましては、いかがでございましょうか。

この期間は7月14日から11月11日ということでございますが、前期がちょうど夏休み期間に重なっていますね、府中でつくるアニメーション。この辺のところ子どもたちも非常に興味が高いと思いますので、ぜひ夏休み中ではありますが、これはもう休みに入る以前に小学校、中学校等には周知されているのでしょうか。

○美術館副館長(山村仁志君) 7月に小・中学校のほうにはチラシを配っております。

○委員長(久芳美恵子君) ありがとうございます。たくさん子どもたちが参加して、ここの中からまた、次代のアニメを背負う子どもが出てくれるといいかなと思います。ありがとうございます。

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、報告・連絡(3)、企画展「ポール・デルヴォー 夢をめぐる旅」について、そしてまた、府中市美術館公開制作56 ハイブリット アートラボにつきまして了承いたします。よろしくどうぞお願いいたします。



◎第55回府中市民体育大会秋季大会の開催について

○委員長（久芳美恵子君） 次に報告・連絡（４）でございます。生涯学習スポーツ課、お願いいたします。

○生涯学習スポーツ課長補佐（古田 実君） それでは、生涯学習スポーツ課より、第５５回府中市民体育大会秋季大会の開催につきまして、お手元の資料４によりご報告いたします。

市民体育大会は広く市民の間にスポーツを振興し、市民の健康増進を図るために、府中市体育協会と共催しているものでございまして、例年、夏、秋、冬の３大会、合計で延べ１万８、０００人以上の選手の参加を得ている市内最大のスポーツイベントでございます。

今年度の秋季大会では、９月１６日（日）から１１月４日（日）までの約１カ月半にわたり、陸上競技等２８競技を市内のスポーツ施設などを活用し実施いたします。

教育委員の皆様におかれましては、あらためて開閉会式、ご案内をお送りさせていただきます。どうぞご臨席のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。第５５回の府中市民体育大会秋季大会のお知らせでございます。いかがでしょうか、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

約２カ月弱でございますね、期間は、それぞれの競技によってやられる日程等も異なりますが、開会式が９月１６日、閉会式が１１月４日ということでございます。

私、記憶しているのは去年なのですが、９月１６日も９月に入ってはいますが、やはり暑いですよ。昨年度は結構短縮化を努力なさった記憶がございますので、今年度も参加の方々が長時間にわたって炎天下に置かれることがないように、ぜひお考えを講じていただきたいと思います。

ほかに大丈夫でしょうか、いかがでしょうか。

それでは、報告・連絡（４）、第５５回府中市民体育大会秋季大会について了承いたします。本当によろしく願いいたします。

_____ ◇ _____

◎その他

○委員長（久芳美恵子君） その他でございますが、何かございますでしょうか。

_____ ◇ _____

◎教育委員報告

○委員長（久芳美恵子君） ないようですので、教育委員の報告に参ります。よろしくお願い致します。

○委員（北島章雄君） 北島より報告させていただきます。

７月２３日の月曜日、教育委員とＰＴＡ会長との懇談会に出席いたしました。私は中学校のグループに入り、五中の守永会長さんがコーディネーターをなさり、記録が九中の佐藤会長さん、そして参加される各中学校のＰＴＡ会長さんと懇談いたしました。懇談の中には通学路の標識の問題、四中の会長さんだったでしょうか、府中市に通学路の標識が他市に比べて少ないのではないかというお話をされておりました。その見方によって感じる場所があるかとは思いますが、私は他市と比べれば、府中市のほうが整備されているのではないかなと思った次第です。

また、クラブ活動の問題。顧問の先生が異動してしまうと、クラブ活動がちょっと衰退して

しまうと、どうにかならないかというお話がありました。これは府中市で考えることよりも、東京都のほうで考えなければいけない問題ではないかなと思いました。

また、昨今の問題であるいじめ問題も話し合いに出ました。いじめに関してはいろいろな意見、それから会話でもあります。その中で、私は学校の問題も1つだし、また地域を担う学校ですから、地域でも提議して話さなければいけないのではということをお話いたしました。

また、同日、教育委員とPTA会長との懇親会に出席させていただきました。柔らかい雰囲気の中で、PTA会長との懇親ができたのではないかなと思いました。

また、7月27日の金曜日に、第三地区の青少対の地区パトロールに参加いたしました。この地区パトロールは南町小学校の周辺をパトロールしたわけですが、5時30分からのパトロールでした。地域の校区を回り、特に公園等を中心に回ったのですが、暑いせい子どもたちがあまり出ず、注意するような生徒はいませんでした。

それから8月1日に、大國魂神社で行われました八朔相撲を見学いたしました。今年で400年以上、423回だったかな。という歴史のある八朔相撲大会でした。やられているのは四か町の代表の子どもたちとなっているのですが、四か町の子どもたちが参加される方が少なく、別の町内に参加を頼んで、四か町以外の子どもも参加しているように見受けられました。本当にまわしを締めて、相撲を習っている子は一生懸命うまくとっていました。また、全くの初めての子も参加しておりまして、とてもほほ笑ましく、また伝統のある相撲の大会を見て、これから相撲が大好きになって、府中から関取が出るように頑張ってもらいたいと感じた次第です。

以上です。

○委員(糸満純一郎君) 糸満から報告をさせていただきます。7月23日にちょうど夏休みを利用した給食センター探検隊というのをやっておりましたので、見に行かせていただきました。幼稚園の子ども、あるいは小学校の子どもたちを集めてグループにして、調理員さんが探検隊長になって、日ごろ給食をつくっているその現場まで中に入れていただいて、大きなお鍋ですとか、皮むき機だとか、缶詰を切る機械、私も見てすごいなと思ったのですけれども、そういったものを見せたり、大きな冷蔵庫があるのですけれども、南極ぐらい寒いところにみんなが入って体験したり、それからいろいろな給食の配膳の大きな箱を並べて巨大迷路をつくって、子どもたちにそこで遊ばせたりとか、本当に子どもたちに飽きさせないで、給食センターの日ごろの活動を教えるといいますか、見学させるということで、皆さん一生懸命やっただいて、いい企画だなと思いました。

同じ日に、先ほどお話がございましたとおり、教育委員とPTAと語る会に私も出席いたしました。通学路の問題とかいじめの問題とか出まして、そこで印象に残ったのは芝生化。これから芝生化する学校、もうした学校いろいろありましたけれども、最終的に芝生化の保存といいますか、それをPTAのほうに全部任されてしまうのではないかなというご心配を非常にされておりました。そうではないのですよという話をしましたけれども、これから芝生化される学校も、そういったいろいろなうわさしか聞いていないようで、私たちに全部丸投げされても困るなというような話をされておりましたので、よくそういうところは丁寧に説明していく必要があるのかなと感じました。

7月26日は、教育長研修会ということで自治会館に行ってまいりました。

7月27日に、学校給食会の理事会、先ほど報告がございましたけれども、理事会に出席をいたしまして、ご報告を聞いたところでございます。

それから、7月28日、これは土曜日ですけれども、事務事業点検、いわゆる事業仕分けがございまして、教育委員会からは奨学金ですとか、学校図書館の補助員の関係ですとか、就学援助費、こういったものがテーマに上がりまして、外部の目でいろいろなご指摘をいただいたところでございます。

それから、7月29日になりますか、スポーツ祭東京2013の普及啓発事業ということで、子どもたちの野球教室の開会式に行っていました。

それから、8月4日に国際ソロプチミスト東京府中の周年事業として、教育評論家といひますからラジオのキャスターをおやりになっているレモンさん、山本シュウさんの講演会に行っていました。そこでちょっと印象に残りましたので、ここについては少し詳しくお話をさせていただきますが、ちょうど私の世代、戦中・戦後世代、団塊の世代は、体の中にパソコンでいう昭和のチップが入っていると。ですから、こういう昭和のチップが入っている人は、子どもに対しては親の言うことを聞けとか、屁理屈を言うとか、黙ってついてこい、若いやつにはガツンと言ってやるというようなタイプの人が多いと。これは決して悪いということではなくて、昭和のそういう時代を生き抜いた人は、1人1人どうするなんて聞いていたら、集団は生きていけない時代、そういうときは強力なリーダーシップで、親が子どもを、そしてリーダーが全体を率いて生き抜いてきた時代だから、そういうチップがいいとか悪いとかいう問題ではないけれども、そういった要素を持っていると。そういう昭和のチップを持っている人が、現在の昭和の終わりから平成にかけて生まれた人たちに対して話をすると、結果的に何を言っているのか意味がわからねえと言われておしまいになってしまうと。

これは、今の子はやっぱりよく相手の話を聞いて、相手の気持ちを理解する、そして信頼関係を築いた上で話をすると心を開いてくれるのだよというようなお話がございました。一番いい例がなでしこジャパン。昔は体育会系というと監督に対して「ノリさん」なんて言ったら殴られてしまうような時代ですけれども、今はお友達感覚で言っていますけれども、それで信頼関係を保ってあれだけの成績を上げることができたということで、どの時代がよくてどの時代が悪いということではないのだけれども、時代時代でそういったそれぞれのチップが違うので、そういった違いを意識しながら若い人には接したほうがいいのではないかというお話を聞きました。なるほどと感心をして帰ってまいりました。

以上でございます。

○委員(齋藤裕吉君) 齋藤のほうからご報告いたします。8月14日、お昼ですけれども、ここの教育センターで、先ほど審議にありました附則第9条本、これを1冊ずつ閲覧をさせてもらいました。審議は終わったのですけれども、特別支援学級の先生方、非常に熱心に検討されて推薦されてきている図書であるなということがよく伝わってきまして、大変勉強になりました。また、中には子どものマナー図鑑などというのが、通常の学級の子どもたちにもぜひ使わせて指導したいなというような、とてもいい図書もたくさん含まれていて、感心しながら見せていただきました。

その日の午後ですけれども、府中市の美術館に足を運びまして、「親子で旅する展覧会、作品たちのささやきを 心でいき、そしてつぶやこう」、この企画展を参観してまいりました。入口

で吹き出しに書き込む用紙を配られまして、作品を見て、その作品を見た感想というのでしょうか、今、はやりをつぶやきですね。これを書き込んで、作品の横のボードに張りつけていくという趣向ですよ。こういった趣向が凝らされていて、とてもおもしろいなと思いました。

この企画については、特に子どもたちが非常に多く来ておりまして、「君たち中学生だよ。」と言ったら、「はい、そうです。」ということで、手に中学生の美術館の鑑賞用のパンフレットがありますね。あれを持って筆箱などをそのまま手に持って鑑賞していました。「これは宿題なのだ。」と言ったら、「そうです。」と言って見ておりました。でも、本当に楽しそうにそれぞれの作品を見て、自分なりの感想、つぶやきを吹き出しに書いて、それで張りつけるということで、とてもおもしろい企画だなと思いました。夏休み中らしく、山のコーナーとか海のコーナーというふうにつくっていらっちゃって、テーマ別に鳥のさえずりだとか、波の音、効果音なども加えて、おもしろい企画だったなと思います。学校と美術館、非常にうまくタイアップした企画になっているというのが、大変よかったなと思いました。

以上です。

○委員長（久芳美恵子君） それでは、久芳より2点、ご報告いたします。

7月23日、先ほど来ご報告ございました教育委員とPTA会長との懇談会、16時からでございますが、私も参加いたしました。ほとんどのPTAの会長さんが集まっていまして、16時というのはまだある意味では平日の就業時間中ですので、そこでも頑張ってきて来られる方々の熱心さをすごく感じて、やはり府中市の教育はP連に支えられている部分が本当に大きいのだなというのを実感しました。

私は、教育長と澁谷総務課長と一緒に、小学校のAグループに参加して懇談をいたしました。府中市の教育というすごく大きなテーマで、一体何が出てくるのだろうかと思いましたが、Aグループでは先ほど来、話にありました芝生の管理面の問題とか、通学路の問題、それから防災、災害時の学校のあり方とか、小中一貫校についていろいろお話がありました。

滋賀県大津市の中学生のいじめ自殺が本当にまだ、今もそうですが、話題になっていたときでございまして、教育長が話を振ってくださって、いじめについて私から少しお話しさせていただきました。

メインは、いじめはいじめるほうが100%悪いということと、そしてもう1つは、今、いじめられる子についての新聞記事が結構多いのですが、いじめる側の子というのは、ほとんど例外なくかなりのストレスを感じていて、それを発散させるためにいじめをするという構造があるので、いじめを解消した後では、いじめた子の問題についても指導しなければならないということをお話させていただきました。

そして、7月29日、スポーツ祭東京2013の軟式野球競技普及啓発事業開会式でございます。先ほど教育長からもお話がございました。府中市民球場、日差しがきつかったのですが、芝生の上を渡った風が非常に心地よく感じました。

開会式の後、府中の全府中野球倶楽部と鉄腕硬式野球倶楽部の試合がございまして、1回の攻防を拝見いたしました。メンバーを見ると、高校や大学で野球をやってきて、元プロ野球の方ですね。元ヤクルトの野手の副島さんという方が、監督をしていらっしゃる鉄腕硬式野球倶楽部ということで、セミプロの方たちの攻防を見させていただきました。

小学生やりトルリーグに入る小さな子どもたちがチームごとに何チームかまとまって、スタ

ンドで見学をしていらっしゃいました。サッカーに押されて野球はどうかなと思っていますが、まだまだ日本では野球が子どもたちの大きなスポーツになっているのかなと思います。

午後には、元巨人軍投手の槇原さん、それからヤクルトの副島さんが野球教室を開催するというものでしたけれども、見学はできませんでした。

このような競技1つ1つを、いろいろな方をお呼びして、スポーツに携わる子どもたちを本当に勇気づけてくれるいい企画だなと思いました。

以上でございます。

それでは、これにて第8回府中市教育委員会定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。



午後3時14分閉会